2　法人課税

㈠　復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度のうち復興産業集積区域に係る措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を五年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の二、第一七条の二及び第二五条の二関係）

(1)　福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が取得等をする機械装置並びに建物等及び構築物の償却割合を次のとおりとする。

イ　機械装置　一〇〇分の五〇（平成三一年四月一日以後に取得等をするものについては、一〇〇分の三四）（改正前その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（即時償却））

ロ　平成三一年四月一日以後に取得等をする建物等及び構築物　一〇〇分の一七（改正前一〇〇分の二五）

(2)　福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が平成三一年四月一日以後に取得等をする機械装置並びに建物等及び構築物の税額控除割合を次のとおりとする。

イ　機械装置　一〇〇分の一〇（改正前一〇〇分の一五）

ロ　建物等及び構築物　一〇〇分の六（改正前一〇〇分の八）

㈡　復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、平成三一年四月一日以後に福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた事業者の税額控除割合を一〇〇分の七（改正前一〇〇分の一〇）に引き下げた上、その適用期限を五年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の三、第一七条の三及び第二五条の三関係）

㈢　復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等について、福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が取得等をする開発研究用資産の償却割合を一〇〇分の五〇（平成三一年四月一日以後に取得等をするものについては、一〇〇分の三四）（改正前その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（即時償却））に引き下げた上、その適用期限を五年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の五、第一七条の五及び第二五条の五関係）

㈣　被災代替資産等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条、第一八条及び第二六条関係）

(1)　対象資産から航空機を除外する。

(2)　建物等及び構築物の償却割合を一〇〇分の一〇（中小企業者等については、一〇〇分の一二）（改正前一〇〇分の一五（中小企業者等については、一〇〇分の一八））に、機械装置、船舶及び車両運搬具の償却割合を一〇〇分の二〇（中小企業者等については、一〇〇分の二四）（改正前一〇〇分の三〇（中小企業者等については、一〇〇分の三六））に引き下げる。

㈤　再投資等準備金制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を五年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一八条の三及び第二六条の三関係）

(1)　中小企業者等について、指定があった日を含む事業年度において取得等をした産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が三、〇〇〇万円未満の場合であっても、同日を含む事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの間に取得等をした産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が五、〇〇〇万円以上である場合には、その取得価額の合計額が五、〇〇〇万円以上となった事業年度以後の各事業年度（その五、〇〇〇万円以上となった事業年度からその指定があった日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度に限る。）において、本制度の適用があることとする。

(2)　準備金の取崩期間を五年間（改正前一〇年間）に短縮する。

㈥　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を五年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一二条、第一九条～第二一条及び第二七条～第二九条関係）

(1)　被災区域である土地等又はその土地の区域内にある建物等若しくは構築物からの買換えに係る買換資産を次に掲げる資産に限定する。

イ　東日本大震災復興特別区域法の特定被災区域内にある土地等又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産

ロ　被災区域である土地等又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

(2)　対象資産から租税特別措置法の障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用を受けた資産を除外する。

㈦　資産課税

㈠　復興整備事業（被災関連市町村が集団移転促進事業により取得した土地を利用する事業に限る。）が実施される一定の区域内の土地に関する権利を有する者が、平成二八年四月一日から平成三三年三月三一日までの間に当該復興整備事業の用に供するため当該土地に関する権利を当該被災関連市町村に対し交換により譲渡し、当該交換により当該区域外の土地の所有権を取得した場合における当該土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の五関係）

㈡　株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の特例に係る適用期間の延長の特例について、その適用期限を平成三三年三月三一日（税率を二分の一等とする部分は、平成三一年三月三一日）まで延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四一条の四関係）

㈢　次に掲げる措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　東日本大震災により被災した鉄道事業者が取得した鉄道施設に係る土地の所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の三関係）

(2)　独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記に対する登録免許税の免税措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の四関係）

(3)　独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第五二条関係）

㈣　信託会社等が地方公共団体との信託契約に基づき建築する特定施設に係る土地等の所有権の信託登記に対する登録免許税の免税措置は、適用期限の到来をもって廃止することとした。（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の五関係）

4　消費課税

㈠　被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四三条の二関係）

㈡　被災自動車等に係る自動車重量税の還付措置の適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四五条関係）